書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１３１３号
福岡市南区桧原６丁目26番40号
破産者　株式会社徳永
異議申述期間　平成23年10月31日まで
平成23年８月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４号
宮崎市大塚町池ノ内1190番地２
破産者　カワサキデザイン建装株式会社
異議申述期間　平成23年10月31日まで
平成23年９月５日　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６号
宮崎県日南市大字平山2207番地
破産者　長山　　直
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年９月５日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
宮崎県日向市大字財光寺3216番地
破産者　今川　　登
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年９月５日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬12713番地94
清算株式会社　高井富士観光株式会社
代表清算人　小林　裕正
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第１１号
岐阜市北鶉４丁目30番地
清算株式会社　株式会社ナガラエン
代表清算人　市川　嘉宏
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

平成２３年（ヒ）第１２号
岐阜市北鶉４丁目28番地
清算株式会社　株式会社みやこフーズ
代表清算人　市川　嘉宏
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第６号
静岡県浜松市西区入野町889番地の１
清算株式会社　株式会社万貴
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２２年（ヒ）第３６号
京都市中京区河原町通夷川上る指物町328番地
清算株式会社　信和ゴルフサービス株式会社
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２１年（ヒ）第３００７号
大阪市都島区高倉町３丁目１番21号
清算株式会社　城北塗工株式会社
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

管財人辞任

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
管財人　内田　　実は平成23年８月31日辞任した。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
更生会社　トスコ株式会社
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
⑴　本件更生計画第３章第１節１⑵イ－２の次に、
「イ－３
後記エ－２記載の方法により分筆された土地を売却した場合には、別表７－１整理番号１の更生担保権者に対し、売買代金支払の日（手付金交付の日を除く。）から１か月以内に、後記オ記載の方法により計算した「担保弁済額」を弁済する。」
を追加する。
⑵　本件更生計画第３章第１節１⑵ウ㋐中「エ－２記載」とあるのを「エ－３記載」と、同㋑中「イ、イ－２の弁済額」とあるのを「イ、イ－２、イ－３の弁済額」と変更する。
⑶　本件更生計画第３章第１節１⑵ウ㋒ａ中「エ－２記載」とあるのを「エ－３記載」と変更する。
⑷　本件更生計画第３章第１節１⑵エ－１の次に、
「エ－２　担保不動産の一部売却
管財人は、別表10－３「担保権の目的物一覧表（不動産）」物件番号１（別表10－２－２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」記載の目的物を除く。）の担保不動産である三原市城町三丁目１番１の土地から、別紙丈量図記載のとおり分筆（以下、同別紙により特定される分筆された土地のうち地番Ａを「１番Ａの土地」及び地番Ｂを「１番Ｂの土地」という。）することができる。
管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、１番Ｂの土地を、土地の売却代金に係る坪単価が金17万円を超えているときには売却することができる。」
を追加する。
⑸　本件更生計画第３章第１節１⑵中「エ－２　担保不動産の売却」とあるのを「エ－３　担保不動産の売却」と、同㋐中「担保不動産（エ－１により売却された不動産を除く。）」とあるのを「担保不動産（エ－１及びエ－２により売却された不動産を除く。）」と変更し、同㋒中「金1,200百万円から上記エ－１による売却代金を控除した額を超えた場合」とあるのを「金1,200百万円から上記エ－１による売却代金及びエ－２による「担保弁済額」を控除した額を超えた場合」と変更する。
⑹　本件更生計画第３章第１節１⑶ア中「１⑵エ－１又は２記載」とあるのを「１⑵エ－１、エ－２又はエ－３記載」と変更する。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
群馬県高崎市緑町１丁目23番６号
再生債務者　株式会社アンシャンテ
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月11日から平成23年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１号
北九州市小倉南区徳力６丁目１番10―401号
再生債務者　有限会社アーム
特別調査期間　平成23年９月20日から平成23年９月26日まで
平成23年９月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第２号
群馬県前橋市下小出町２丁目24番地15
再生債務者　ニットー開発株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年８月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年11月18日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月４日
平成23年９月２日　　前橋地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第６号
熊本市蓮台寺５丁目６番10号
再生債務者　三協油脂株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年９月１日
熊本地方裁判所民事第１部